

申請の流れ

・該当年度の4月1日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手する住宅が補助対象です。

(2)年度内に完了する
建売住宅の場合

契約の流れ

(イ) 売買契約締結

(ロ) 完成・引渡

★原則として年度末までに引渡

補助金の手続

① 事前着手届

② 交付申請

予算上限に達するまで

③ 交付決定

(市→販売者)

④ 完了報告

(販売者→市)

補助金交付

① 売買契約書の写しを添付し、
事前着手届を提出してください。

② 販売者(代理者)は、事前着
手届を提出後、住宅の引き渡し
よりも30日前までに交付申請
書類を提出してください。

③ 市の審査が完了次第、補
助金の交付決定をします。

④ 販売者(代理者)は、住宅の
完成・引渡後に市に報告及び
補助金の請求をしてください。
市から補助申請者へ補助金を
交付します。

該当年度対応

住宅(物件)毎に手続き